

(2)－② 敷地内禁煙となる施設にかかる検討のポイント

《論点》

これまでの府の方針や改正法の趣旨を踏まえ、法律で敷地内禁煙となる施設(特定施設:第1種施設)の取り扱いについて、府独自の規制を行うべきか、法律どおりとすべきか。

《考え方》

ア)府独自の規制を行う場合

○ 敷地内全面禁煙(屋外の喫煙場所の設置は不可)とする場合

- ・ これまでの府の方針である「全面禁煙の推奨」を踏襲することになる。
- ・ ただし、施設種別によっては、実効性の確保が厳しい施設も想定される。
- ・ また、敷地外喫煙(路上喫煙など)の増加などの懸念がある。

○ 施設の種類によって、規制を区分する場合

(敷地内全面禁煙と敷地内禁煙(屋外の喫煙場所の設置は可)を併用する場合)

- ・ 全面禁煙とする施設とそれ以外の施設の区分の考え方について、整理が必要。

イ)法律どおりの対応とする場合

○ 敷地内禁煙(屋外の喫煙場所の設置は可 =法律どおり) とする場合

- ・ これまでの府の方針である「全面禁煙の推奨」を行ってきた施設については、考え方の整理が必要。